

同行援護のサービス新設に係る区助成金の創設について

1 区助成金創設の経緯

障害者自立支援法の改正により、平成23年10月1日から「同行援護」の制度が新設されることに伴い、従来「移動支援事業」の対象であった重度視覚障害者の外出時における支援が「同行援護」に移行することとなる。

その際、現行の「移動支援事業」の自己負担額は「20時間まで無料、40時間まで自己負担3%」であるところ、「同行援護」では一般所得区分の利用者は「総費用額の10%」となるので、ケースによっては自己負担額が従前より増える場合が生じ得る。

そこで、「同行援護」においても、自己負担額は「20時間まで無料、40時間まで自己負担3%」とし、「総費用額の10%」との差額を区助成金として補てんすることとする。

2 「同行援護」と「移動支援事業」の制度上の相違

	同行援護	移動支援事業
根拠法令	障害者自立支援法	豊島区障害者(児)移動支援事業実施要綱
サービス対象者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等	屋外での移動が困難な視覚・知的・全身性・精神障害者(児)
サービス内容	外出時における支援 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助	社会生活上必要不可欠及び余暇活動等社会参加のための外出時における支援 ・公共交通機関等の利用支援 ・諸手続きへの付添の支援 ・日常の行動範囲外の買い物の支援 ・娯楽、趣味活動への参加の支援 その他外出の際特に必要な移動の支援

3 「同行援護」と「移動支援事業」の利用者上限負担月額額の相違

	所得区分	同行援護	移動支援事業
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者本人(児の場合は保護者)の年収が80万円以下	0円	(7,500円)
低所得2	住民税非課税世帯で障害者本人(児の場合は保護者)の収入が80万超	0円	(12,300円)
一般1	住民税課税世帯で所得割額16万円未満(児の場合は28万円未満)	9,300円	(18,600円) 当分の間、月20時間までは無料 20時間を超え、40時間までは3%
一般2	住民税課税世帯で所得割額16万円以上(児の場合は28万円以上)	37,200円	

※太線内が、ケースによって区助成金の支給対象となる。

4 創設する助成制度の仕組み

所得区分「一般1・2」の移動支援事業利用者が同行援護に移行し、自己負担額が従前よりも増える場合において、移動支援事業を利用したときの自己負担額との差額を助成する。

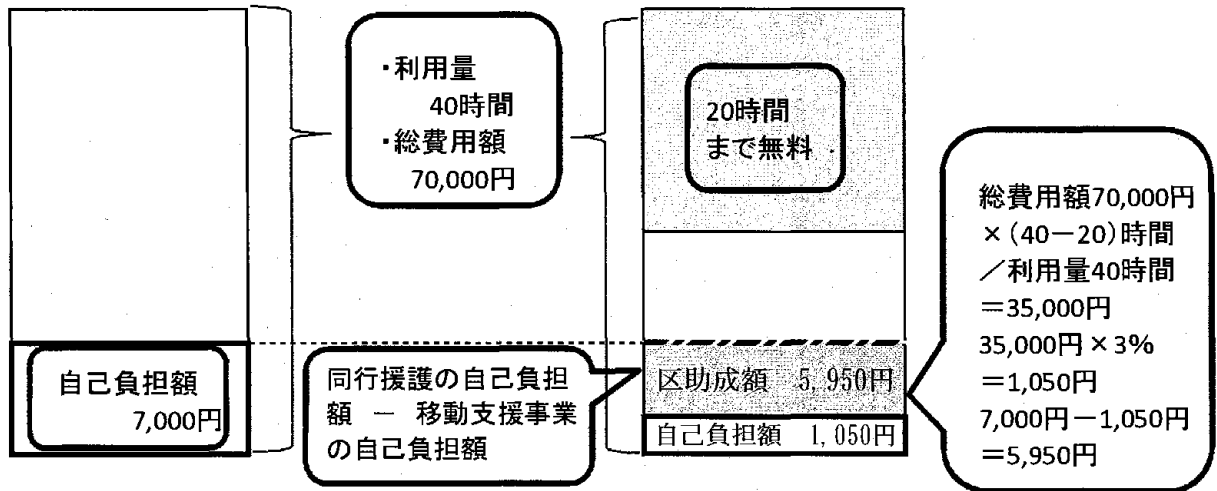
※月40時間利用者の平均総費用額である7万円で試算

《同行援護》

○総費用額の10%

《移動支援事業》

○月20時間までは無料、
20時間を超え、40時間までは3%



5 助成に要する財政負担 (平成22年実績より)

年間約640,000円 (利用実人員75人)

6 他区の助成状況(平成23年9月8日現在)

移動支援事業の利用者負担額について、一定時間無料等軽減策を講じている区

【移動支援事業】

- ・文京区 (36時間まで無料) : 助成を予定。
- ・中野区 (15時間まで無料) : 助成なし。ただし、平成24年3月末まで経過措置あり。
- ・江東区 (40時間まで5%) : 平成24年3月末まで助成あり、4月より助成なし。
- ・墨田区 (54時間まで5%) : 平成24年3月末まで助成あり、4月より助成未定。

【同行援護移行後】

7 助成金の請求・支払方法

事業者が東京都国保連合会に利用額を電子請求した金額に、豊島区助成金額を加えて支払う。したがって、利用者の手続き上の負担は生じない。

8 制度の周知

- (1) 利用者へは周知文書を郵送する。
- (2) 区民に対しては、「公式ホームページ」で周知する。